制定:2015年5月20日

改定:2023年11月8日

研究活動における不正行為の防止等に関する規程

第1章

(目的)

第1条 この規程は、関西電力医学研究所(以下「医学研究所」という)における研究活動上の不正行為の防止及び不正行為が生じた場合における適正な対応について必要な事項を定める。

(適用範囲)

第2条 研究活動上の不正行為については、関係法令に定めるもののほか、この規程 の定めるところによる。

(定義)

- 第3条 この規程において「不正行為」とは、故意又は研究者としてわきまえるべき 基本的な注意義務を著しく怠ったことによる、捏造(存在しないデータ、研 究結果等を作成すること)・改ざん(研究資料・機器・過程を変更する捜査を 行い、データ、研究活動によって得られた結果を真正でないものに加工する こと)・盗用(他の研究者のアイディア、分析・解析方法、データ、研究結果、 論文又は用語を当該研究者の了解又は適切な表示なく流用すること)・二重投 稿(関係するガイドライン及び学術誌等の投稿規定に反し、他の学術誌等に 既発表又は投稿中の論文と本質的に同じ論文を投稿すること)・不適切なオー サーシップ(論文著作者を適正に公表しないこと)・利益相反のほか、科学者 の行動規範及び社会通念に照らして研究者倫理からの逸脱の程度が甚だしい ものをいう。
 - 2 この規程において「職員」とは、医学研究所において研究活動に関わるすべての者をいう。

(最高管理責任者)

- 第4条 研究活動について医学研究所を統括する権限を有するとともに、最終責任を 負う者として最高管理責任者を置き、株式会社関西メディカルネット社長を もって充てる。
- 2 最高管理責任者は、研究活動に係る不正行為防止対策の基本方針を策定し、職員等に周知するとともに、統括管理責任者および管理責任者が責任を持って研究活動の適正な運営及び管理並びにコンプライアンス教育が行えるように、適

切にリーダーシップを発揮しなければならない。

(統括管理責任者及び管理責任者)

- 第5条 最高管理責任者を補佐し、研究活動の適正な運営及び管理並びにコンプライ アンス教育について、医学研究所を統括する権限と責任を有する者として統 括管理責任者を置き、医学研究所長をもって充てる。
 - 2 前項の統括管理責任者を補佐するため、管理責任者を置くことができる。管理責任者は統括管理責任者が指名する者をもって充てる。

(コンプライアンス推進責任者)

第6条 競争的資金等、研究費の適正な運営及び管理並びに研究倫理教育をはじめと したコンプライアンス教育を行う者として、コンプライアンス推進責任者を 置き、事務センター部長をもって充てる。

(職員等の責務)

- 第7条 医学研究所の職員その他研究に従事する者(以下「職員等」という)職員等は、研究活動の適正な運営及び管理に際しては、関係法令、医学研究所の諸規程その他の規範を遵守し、高い倫理性を保持し、清廉性をもって職務を行うよう努めなければならない。
 - 2 職員等は、研究活動の正当性の証明手段を確保するとともに、第三者による 検証可能性を担保するため、実験・観察記録ノート、実験データその他の研究 資料等を一定期間適切に保存・管理し、開示の必要性及び相当性が認められる 場合には、これを開示しなければならない。
 - 3 職員等は、医学研究所が実施する研究倫理教育をはじめとしたコンプライア ンス教育及び研究倫理教育を受講しなければならない。
 - 4 職員等は、第9条の研究活動の不正に係る調査に協力しなければならない。

(行動規範)

- 第8条 最高管理責任者は、職員等の行動規範を策定するものとする。
 - 2 最高管理責任者は、職員等に対して、不正行為の防止について意識向上を図 るため、研修会の開催その他の必要な措置を講じるものとする。

(相談窓口)

- 第9条 医学研究所における研究活動に係るルール及び事務手続きについて、内外からの相談に対応するため、事務センターに相談窓口を置く。
 - 2 相談窓口は、内外からの相談を受けた場合は、医学研究所における効果的な研究の遂行のため、適切な支援を行うよう努めなければならない。

(通報窓口)

- 第 10 条 医学研究所における研究活動の不正に関する内外からの通報に対応するため、事務センターに通報窓口を置く。
 - 2 通報の方法は、文書、ファックス、電子メール、電話または面談により行う ものとする。
 - 3 研究活動の不正に関する通報を行う者(以下「通報者」という)は、当該通報を行う際は顕名によるものとし、研究活動の不正を行った者の氏名又は個人若しくは団体が特定できる名称及び当該通報の客観的かつ合理的な根拠を明らかにしなければならない。
- 4 通報が匿名による場合又は通報者が匿名による取扱いを希望する場合は、匿名 のまま取り扱う。
- 5 事務センターは、通報を受けた場合は、速やかに統括管理責任者に報告すると ともに、通報を受け付けた旨を、当該通報を行った者に通知するものとする。

(悪意に基づく通報)

第 11 条 何人も、悪意(被通報者を陥れるため若しくは被通報者が行う研究を妨害するため等、専ら被通報者に何らかの損害を与えること又は被通報者が所属する組織等に不利益を与えることを目的とする意思をいう。以下同じ。)に基づく通報等を行ってはならない。

(研究活動の不正に係る調査)

- 第12条 統括管理責任者は、第8条の通報があった場合は、30日以内に、内容の合理性を確認し調査の要否を判断するとともに、当該調査の要否を配分機関及び関係省庁に報告する。
- 2 前項により調査が必要と判断された場合、当該判断から 30 日以内に調査委員会を設置し、不正の有無及び不正の内容、関与した者及びその関与の程度、不正にかかる金額金銭等についての調査を開始実施する。
- 3 調査委員会の構成(直接の利害関係を有しない者で構成し、医学研究所に属さない第三者(弁護士・公認会計士等)を過半数とする)等、前項の調査に関し必要な事項は最高管理責任者が定める。
- 4 統括管理責任者は、必要に応じて、調査を決定したときから調査結果が報告されるまでの間、調査対象となった研究活動の一時的な停止措置を講じることができる。
- 5 統括管理責任者は、調査委員の氏名や所属を通報者及び被通報者に示すものとする。これに対し、通報者及び被通報者は、7日以内に異議申立てをすることができる。異議申立てがあった場合、統括管理責任者は内容を審査し、その内容が妥当であると判断した時は、当該異議申立てに係る調査委員を交代させるとと

もに、その旨を通報者及び被通報者に通知する。

6 調査委員会は、被通報者による説明、調査によって得られた、物的・科学的証拠、証言、被通報者の自認等の諸証拠を総合的に判断し、本調査の開始後、特別な事由のある場合を除き150日以内に調査結果をその事案に係る関係各所(配分機関・関係省庁を含む。以下同じ)に報告する。期限までに調査が完了しない場合であっても、調査の中間報告を関係各所に提出する。また、調査の過程であっても、不正の事実が一部でも確認された場合には、速やかに認定し、関係各所に報告する。

なお、不正行為に関する証拠が提出された場合には、被通報者の説明及びその他の証拠によって不正行為であるとの疑いが覆されないとき、被通報者が、生データや実験・観察ノート、実験試料・試薬等の不存在など、本来存在するべき基本的な要素の不足により、不正行為であるとの疑いを覆すに足る証拠を示せないときは不正行為と認定されるものとする。

(調査結果への不服申立て)

- 第13条 不正行為を認定された被通報者は、14日以内に調査委員会に不服申立てをすることができる。ただし、その期間内であっても、同一理由による不服申立てを繰り返すことはできない。
- 2 調査委員会は被通報者から不正行為の認定に係る不服申立てがあった時は、通報者に通知するとともに、当該事案に係る関係各所に報告する。不服申立ての却下及び再調査開始の決定した時も同様とする。
- 3 調査委員会が再調査を開始した場合は、50日以内に第9条による調査結果を 覆すか否かを決定し、その結果を被通報者、被通報者が所属する部署、通報者及 び関係各所に通知する。
- 4 不服申立てに伴う再調査を行った時は、速やかに調査結果を被通報者、被通報者が所属する部署、通報者及び関係各所に報告する。

(懲戒等)

第 14 条 医学研究所は、職員等が研究活動の不正を行った場合は、医学研究所の規程に基づき、懲戒することができる。

(法的措置)

第 15 条 職員等が研究活動の不正を行った場合は、当該職員に対し、医学研究所に 生じた損害を賠償させるとともに、必要に応じて民事上又は刑事上の法的措置 をとることができる。

(取引業者に対する措置)

第16条 研究活動の不正に関与した取引業者については、取引停止を含む厳正な処置を行う。

(調査結果の公表)

第17条 統括管理責任者は、第9条の調査を行った結果、研究活動の不正が行われたことが認められたときは、不正に関与した者の氏名・所属、不正の内容、不正に対して行った措置の内容、調査を行った者の氏名・所属及び調査の方法・手順を公表する。ただし、最高管理責任者が非公表とすることにつき合理的な理由があると認める場合は、不正使用に関与した者の氏名・所属等を非公表とすることができる。

(不利益取扱いの禁止)

- 第 18 条 医学研究所及び職員等は、研究活動の不正に関し通報窓口に通報、又は相談窓口に相談(以下「通報等」という。)をしたことを理由として、当該通報等を行った者に対し不利益な取扱いをしてはならない。ただし、通報等に関して、通報者に不正の利益を得る目的、他人に損害を加える目的その他の不正の目的が認められる場合は、この限りでない。
- 2 医学研究所及び職員等は、通報等があったことを理由として、当該通報等をされた者に対し、不利益な取扱いをしてはならない。

(悪意不正の目的による通報に対する措置)

第 19 条 第 9 条の調査を行った結果、通報等対象事実が認められなかった場合において、当該通報が悪意不正の目的によるものであると認められるときは、通報等を行った者に対し、民事上又は刑事上の法的措置をとることができる。

(守秘義務)

第20条 相談窓口及び通報窓口の職員、研究活動の不正に係る調査に関係した職員等は、業務上知ることのできた秘密を他に漏らしてはならない。

(内部監査)

- 第21条 研究費の適正な管理のため内部監査を行う。
- 2 内部監査の対象は、前年度契約実績の約 10 パーセントを抽出したものとし、会計書類の検査ならびに購入物品の使用状況等に関する研究者からのヒアリングにより確認する。

(雑則)

第 22 条 この規程に定めるもののほか、研究活動の適正な運営及び管理並びにコンプライアンス教育の実施に関し必要な事項は、統括管理責任者が定める。

以上